

(別紙)

スクール・セクハラ防止啓発資料（小学生用）の活用について

1 作成の趣旨

このリーフレットは、教職員間や教職員と児童生徒・保護者との間で、人権尊重の立場からスクール・セクハラを防止するための取組への関心や意識が高まっていくきっかけとなることを意図して作成したものであり、内容的にも児童生徒の発達段階に応じて理解できるものとしている。

2 配布に当たっての配慮事項

- (1) 校内人権教育推進委員会や職員会議等において、リーフレットの内容や作成の趣旨について全教職員の共通理解を図り、それぞれの学年の発達段階に応じた扱い方を明確にする。
- (2) 「啓発リーフレット」ではあるが、児童に配布する際は、下記3の内容を踏まえた上で、学級活動等の時間に取り扱うことが望ましい。
- (3) 児童への説明の際には、下記3の事項に配慮する。なお、このリーフレットの内容が新たな児童の問題行動につながらないように十分配慮する。
- (4) 「スクール・セクハラ相談窓口」をはじめとする相談先があることを周知させる。特に、学校の相談窓口については、**担当者を明確にする**。
- (5) 児童及び通信等を通じて、保護者にも理解や協力を働きかける。

3 指導上の配慮事項

このリーフレットは、学校生活が安全でより楽しくなるために作られたことを押さえない。その上で、

○「あなたは、学校でこんなことを言われたり、されたりしたことはありませんか」について

学校生活の中で出会うであろう場面を児童が自分でチェックすることで、よりイメージしやすいように工夫している。児童は、自分の経験等を想起する中で、「言われたりされたりしたことがある。」「見たことがある。」「意地悪なことを言うのは悪い。」などの感想を出すと考えられる。

実際に嫌な思いをして悩んだり苦しんだりした経験のある児童がいれば、その思いを出し合わせ、皆で共有する中で「たのしい学校、学級、仲間づくり」につなげたい。

○「いやなことをされたり、言われたりしたときには」「はっきりノー！と言おう」について

いやなことをされたり、言われたりしたときには、はっきりといやだ（NO!）という意思表示をすることが大切であることを押さえる。なかにはうまく表現できなかったり、相手との関係から、言葉に出せないで、一人悩んでいる児童もいると思われるので、「その時は是非相談をしよう。」とし、相談できる人（担任や担当の先生）や、ところ（相談窓口）を確認する。

***児童が「いや」と思わなくても、客観的に見てスクール・セクハラに当たる場合もあることをご注意ください。**

○「保護者の皆様へ」について

このリーフレットは、保護者啓発も意図しているため、児童の指導に加え、これを家庭に持ち帰り、学校で学習したことについて保護者と話をするように児童に促す。その際、「保護者の皆様へ」の欄を活用することを付け加える。